

# 登別市田園環境整備マスタープラン

『高原の美しい森と牧野に調和した登別型農業の実現』

令和3年8月

北海道登別市

## 目 次

1. 地域内の環評価に関する事項	1
(1) 現況調査	1
①地域概要	1
【位 置】	1
【地域特性】	1
②自然環境調査	2
【気 象】	2
【地形・地質】	3
【水環境】	3
【植 物】	5
【動 物】	5
【景 観】	6
③社会環境調査	7
【地域指定】	7
【地域指標】	7
【観光レクリエーション】	8
【土地利用】	9
【関連計画】	10
【歴史・文化】	16
④生産環境調査	17
【農業の現状と動向】	17
【基盤整備の状況】	19
(2) 現状と課題の整理（環境評価）	20
2. 環境保全の基本的考え方	21
3. 地域の整備計画（関連上位計画の整理）	22
4. 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項	25
(1) 環境保全対策の在り方	25
(2) 環境保全目標・基本方針・維持管理体制の検討	25
5. 農業農村整備事業における整備計画全体整備構想	26

## 1. 地域内の環評価に関する事項

### (1) 現況調査

#### ① 地域概要

##### 【位置】

登別市は北海道の中央南西部、胆振管内のほぼ中央に位置し、東は白老町、西は室蘭市及び伊達市、北は壮瞥町にそれぞれ接している。市域は、東西 18.5 km、南北 22.6 km に及び、総面積は 212.21 km<sup>2</sup> を有している。

市域の南東部は太平洋に面しており、海岸沿いに細長く分布する平坦地と、来馬岳や登別岳を始めとするオロフレ山系の山麓地帯、さらにはその中間にある標高 80～200m の丘陵地帯に分かれている。

また、この中をオロフレ山系を源とする数多くの中小河川が流下し、北西から南東に向かって太平洋に注ぎ、主要な市街地である鷺別・幌別・登別は、鷺別川・幌別川・登別川の扇状地に形成されている。



図－1 登別市位置図

##### 【地域特性】

海、山、川と豊かな自然環境に恵まれたまちであり、中でも天与の資源である泉質と地獄谷を始めとする優れた景勝地を有する全国にも名だたる観光地である。温泉地の他、テーマパークなど観光資源も豊富に存在しており、これらが登別産業の中核を担っている。

②自然環境調査

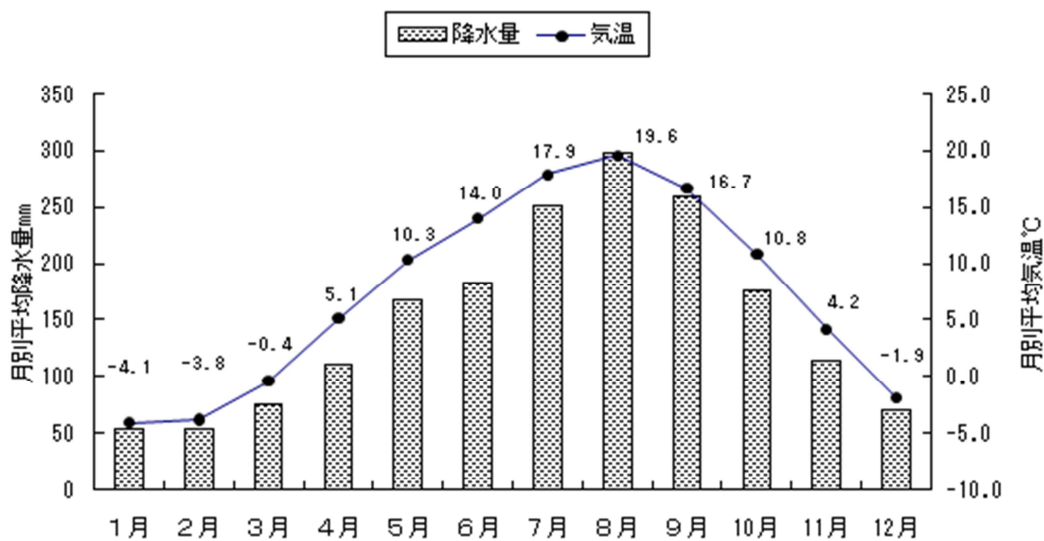
【気象】

当市の気候は、太平洋側西部気候に属し、海洋の影響により気温差が少なく、比較的温暖な気候となっている。一方で、6月から7月にかけて海洋性の霧が発生しやすく、8月から9月にかけては降水量が多く、しばしば集中豪雨が発生する。このため、稲作、畑作などの営農には不利な気象条件となっている。

(単位：℃、mm)

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温	平均	-3.3	-3.1	1.4	4.5	10.9	15.4	17.4	20.4	17.5	11.1	-3.0
	最高極値	5.8	9.6	11.9	16.1	25.7	28.2	28.2	31.4	28.6	19.1	6.3
	最低極値	-10.6	-14.7	-6.2	-2.4	2.4	7.7	12.6	12.6	9.2	1.5	-3.2
降水量	59.0	53.5	170.0	112.5	108.5	142.5	169.0	288.5	432.0	123.5	134.0	11.5

表－1 令和2年実績月別気温・降水量[気象庁]



図－2 H3～R2年の平均気温及び降水量 [気象庁]

(単位：cm)

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
最深積雪量	74	100	91	55	144	77	65	48	58	39	103	78	101

表－2 年別最深積雪量 [気象庁]

区 分	天 気 日 数 (日)				
	不 照	降 水	雷	霧	雪
1 月	3	26	0	0	25
2 月	4	22	0	1	20
3 月	4	20	0	3	17
4 月	1	24	1	3	8
5 月	8	22	5	2	0
6 月	6	21	4	2	0
7 月	10	22	0	6	0
8 月	4	20	2	6	0
9 月	10	26	5	4	0
1 0 月	2	24	4	0	0
1 1 月	1	25	2	0	11
1 2 月	2	30	0	2	30
総 計	55	282	23	29	111

※降水日数：降水量が 0.0 mm 以上観測された日数

表－3 令和2年室蘭地方の天気日数 [室蘭地方気象台]

### 【地形・地質】

形状は、ほぼ菱形をしていて、東南部は太平洋に面し北部山地を源とする中小河川による沖積平野に続いて火山灰性土壌におおわれる高原状台地が広く展開している。

高原状台地は、各河川に沿って谷が刻まれ中登別、札内、高野台などに分けられる。これら台地は、火山灰性土壌におおわれているが、土地改良事業の伸展もあり札内台地は主要な畜産地帯となっている。

平野部は、台地に続く平坦な土地で海退と各河川の沖積によってできたもので所々に泥炭湿原をはさみ、海浜は、南西から北東へほぼ一直線に伸びている。

### 【水環境】

市内には、胆振幌別川、鷺別川、登別川をはじめとして、多くの河川が流れており、これらの河川の大半は、山岳部の森林域を源とし、上流域は森林におおわれている。胆振幌別川のように下流域までみどり豊かな河川もあるが、下流域がコンクリートでおおわれた河川も多くある。

一方、岡志別川の親水公園や富岸川河畔の遊歩道「どんぐりの散歩道」などの水や自然に親しむための施設が設けられているところもある。

湖沼等としては、カルデラ湖として有名な橘湖や室蘭地区工業用水池があるが、市街地にあった池沼は、現在そのほとんどが消滅している。

沼の消滅と同様に湿原もその大半が消滅しており、大規模な湿原を見ることはできないが、市街地の中に残っているキウシト湿原は、学術的に貴重なだけでなく、登別の原風景をとどめている点でも貴重な存在である。

海岸線は、鷺別岬、蘭法華岬、フンベ山などの一部を除き直線的な砂浜が続いており、ほとんどがコンクリート護岸でおおわれているが、海浜植物が生育しているところもたくさんある。

[ 二級河川 ]

水系名	河川名	区 間		
		上 流 端	下 流 端	延長 (km)
ポニアヨロ川水系	(ポニアヨロガワ)	左岸 登別市中登別町234番の2地先の 上流端を示す標柱	海	6.5
	ポニアヨロ川	右岸 登別市中登別町226番の2地先の 上流端を示す標柱		
登別川水系	(ノポリベツガワ)	クスリサンベツ川の合流点	〃	5.5
	登別川	登別市登別温泉町国有林398林班地先	登別川への合流点	5.0
岡志別川水系	(オカシベツガワ)	登別市千歳町197番の3地先の北海道縦 貫自動車道ボックスカルバート下流端	海	2.1
	岡志別川			
胆振幌別川水系	(イブリホロベツガワ)	左岸 登別市鉦山町7番地先	〃	14.5
	胆振幌別川	右岸 同国有林276林班地先		
	(ライバガワ)	左岸 登別市来馬町431番地先	胆振幌別川への 合流点	8.5
来馬川	右岸 同 鉦山町国有林356林班地先 ( <sup>△</sup> フチエイ沢川合流点)			
富岸川水系	(トンケシガワ)	登別市上鷺別町206番の2地先338	海	3.0
鷺別川水系	(ワシベツガワ)	左岸 登別市上鷺別町188番地先	〃	6.0
	鷺別川	右岸 室蘭市水元町130番地先 (上鷺別川合流点)		
	(カミワシベツトンケシガワ)	左岸 登別市鷺別町62番地先	鷺別川への合流点	0.2
上鷺別富岸川	右岸 同 61番地先			

[ 普通河川 ]

水系名	河川名	区 間		
		上 流 端	下 流 端	延長 (km)
伏古別川水系	(フシコベツガワ)	左岸 登別市中登別町36番地先の 上流端を示す標柱	登別市登別東町3 丁目9番地先の白 老町との境界	2.065
	伏古別川	右岸 同 59番地先の 上流端を示す標柱		
	(カミワシベツトンケシガワ)	登別市登別東町1丁目25番の7地先の 上流端を示す標柱	登別市登別東1丁 目30番地先の白老 町との境界	0.045
	(カミワシベツトンケシガワ)	登別市登別町東町1丁目31番の2地先の 上流端を示す標柱	登別市登別町東町 1丁目31番の2地先 の白老町との境界	0.11
二級ポニアヨロ川水系	(ポニアヨロガワ)	登別市中登別町245番の17先 道道交点カルバート橋 下流端	二級河川指定 上流端	0.6
富浦川水系	(トミウラガワ)	登別市富浦町1丁目59番の1地先 (国道36号線下流端)	海	0.8
二級岡志別川水系	(オカシベツガワ)	登別市千歳町217番地先砂防ダム下流 端	二級河川指定 上流端	0.65
二級胆振幌別川水系	(シントクショウガワ)	左岸 登別市桜木町6丁目10番の2地先	胆振幌別川への 合流点	0.9
	新得消川	右岸 同 上川町116番地先		
ヤンケシ川水系	(ヤンケシガワ)	左岸 登別市青葉町15番1地先	海	1.6
	ヤンケシ川	右岸 同 17番2地先		
二級富岸川水系	(ニストンケシガワ)	左岸 登別市富岸町3丁目8番の地先の 上流端を示す標柱	富岸川への合流点	1.5
	西富岸川	右岸 同 31番の4番先の 上流端を示す標柱		
二級鷺別川水系	(カミワシベツトンケシガワ)	左岸 登別市新生町4丁目36番地の104	二級河川指定 上流端	2.2
上鷺別富岸川	右岸 同 6丁目6番地1			

表-4 河川の状況 [一級河川,二級河川及び準用河川調書 H14.4.30 現在 ((社)北海道土木協会)

## 【植 物】

当市は、海浜から高山まで地形的な変化に富み、河川が多く、湖沼等もみられることから、多様な植生が分布している。

市域の大部分を占める丘陵地においては、札内地区のようにその多くが牧草地となったところもあるが、それ以外にはカバ類、カエデ類、サクラ類等で構成された温帯性落葉広葉樹林が広く分布している。登別温泉周辺は、ミズナラ、イタヤカエデ、ウダイカンバ等が分布する原始林を構成しており、「天然記念物登別原始林」に指定されている。

市域を取り巻く山岳地帯では、高山帯の特徴的な植生の分布が見られる。オロフレ山では、イワヒゲ、コメウスユキソウ、アポイタヌキラン、ワシベツミヤマコウボウ等、周辺には見られない独自の植物種が分布している。これらの種は、それぞれ非常に貴重なものであり、量的にも乏しいことから鷲別岳山頂一帯は、北海道自然環境等保全条例に基づく「学術自然保護地区」に指定されている。

北海道レッドリストに記載されている登別市で確認されている野生動物	
絶滅危惧種	キンセイラン、サルメンエビネ、ユウシュンラン
絶滅危急種	フクジュソウ、ナガバカラマツ、シラネアオイ、ユキワリコザクラ、ヒメタヌキモ、ウスユキソウ、シロミノハリイ、トキソウ
希 少 種	ミズスギ、カラフトマンテマ、バイカモ、オクエゾサイシン、ノウルシ、セナミスミレ、エゾオオサクラソウ、タヌキモ、エゾタカネニガナ、コハマギク、クロユリ、コジマエンレイソウ、ヒダカエンレイソウ、エゾミクリ、サウトンボ、フタバラン、アリドオシラン
留 意 種	カタクリ

## 【動 物】

市内で確認されている野生生物のうち、オジロワシ、ハヤブサ、クマゲラなどの鳥類、エゾホトケドジョウ、ウナギなどの魚類などが北海道レッドリストに絶滅危惧種、絶滅危急種、希少種、留意種として掲載されている。

北海道レッドリストに記載されている登別市で確認されている野生動物	
○鳥 類	
絶滅危惧種	オジロワシ、オオワシ
絶滅危急種	ミコアイサ、ミサゴ、オオタカ、ハイタカ、チョウヒ、ハヤブサ、コシャクシギ、ウミスズメ、クマゲラ
希 少 種	チョウサギ、コクガン、マガン、コハクチョウ、オンドリ、シノリガモ、ケアシノスリ、エゾライチョウ、ウズラ、クイナ、ヒクイナ、ホウロクシギ、オオジシギ、セイタカシギ、シロフクロウ、ヨタカ、ヤマセミ、アカシヨウビン
留 意 種	オオアカゲラ
○両生類	
留 意 種	エゾサンショウウオ
○魚 類	
絶滅危惧種	エゾホトケドジョウ
希 少 種	ウナギ、オシシヨロコマ
留 意 種	サクラマス（ヤマメ）、ハナカジカ

## 【景 観】

登別の景観は、山岳・丘陵地・海岸・河川などの自然地形と、土地利用・交通の骨格となる道路や鉄道などによって形づくられている。特に、自然地形の特徴は、登別らしい景観を印象づける重要な要素である。

北海道自然環境等保全条例に基づき、「中登別」が自然景観保護地区に指定されている。



写真－1 登別市の中核的農業地帯（札内・来馬）



### ③社会環境調査

#### 【地域指定】

《地域振興計画》

・特定農山村地域 平成 5 年 9 月

《自然環境保全に関わる地域》

種 別	名 称	指定年月日	面 積
天然記念物（国指定）	登別原始林	T13.12.9	186 ha
支笏洞爺国立公園	登別温泉、他	S24.5.16	99,302 ha
学術自然保護地区（道指定）	鷲別岳山頂一帯	S48.3.30	
自然景観保護地区（道指定）	中登別地区	S48.3.30	
国民保養温泉地（厚生省指定）	カルルス温泉	S32.9.27	36 ha
記念保護樹林（道指定）	札内開拓記念樹	S50.6.21	
鳥獣保護区	富岸	S60.9.30	43 ha
	幌別ダム	S47.10.16	500 ha
	登別	S61.9.22	550 ha

※環境省が指定する日本重要湿地 500 箇所の一つとして「キウシト湿原」、同かおり風景 100 選に「登別地獄谷のゆけむり」として「地獄谷」が選定されている。

《都市計画に関わる区域》

区 分		面積 (ha)
行 政 区 域		約 21,221
都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	約 1,403
	市 街 化 調 整 区 域	約 9,820
都 市 計 画 区 域 外		約 9,998

#### 【地域指標】

本市の人口は平成 27 年国勢調査で 49,625 人で、昭和 58 年の 59,481 人をピークに、近年では都市化の落ち着きや少子化傾向などから減少傾向にある。世帯数については、核家族化の進行などの要因から 1 世帯当たりの人口が減少していることもあるが、依然として増加を続けている。近年では、増加傾向も弱まりを見せているが、今後も漸増もしくは横這となることが予想される。

本市は、第 3 次産業が産業構造の上位を占めており、温泉を中心とした観光業が核を成している。観光客入込数としては、年間約 300 万人ほどで推移している。

一方、丘陵地帯における酪農・畜産を代表とする第 1 次産業は、就業人口の構成比率はわずか 1 % 程度であり、産業構造に占める割合は非常に小さい。

## 【観光レクリエーション】

登別市の観光レクリエーション資源は温泉ホテル、スキー場、ゴルフ場、テーマパークなど主にリゾート型レクリエーション資源を多く備えており、特に登別温泉は年間300万人の観光客が訪れている。

また他にも開拓の歴史、歴史的遺産、伝統芸能等も多く存在している。

種別	名称	主な内容
歴史	南部藩警衛番所跡	江戸時代末期、ロシアの南下に対し幕府の命令を受けた南部藩が箱館からホロベツまでの海岸警備に当たり、鷺別岬に警番所を設けた。
	愛隣学校跡	明治19年函館から往来した英国人ジョン・バチラーの力添えにより市立愛隣学校が開設されキリスト教伝道の拠り所となった場所。
	幌別会所跡	蝦夷地が幕府直轄になるに伴い、幌別場所請負人岡田半兵衛により会所も改築され、幌別郡の司法行政を行った所。
	三大史蹟	温泉周辺にある題目石、鉦作観音、楽師如来。
	札内開拓記念樹	札内入植以前からあったミズナラの大樹で、当時、魔よけ家内安全を祈願する神木として尊んでいた。
	鬼祠	毎年8月に行われる「地獄まつり」の主役である赤鬼像、青鬼像に守られた小さな社があり、江戸時代から伝わる「念仏鬼像」が安置されている。
自然・名所	ポントコ山	札内原野の中にぽこんと高くなった標高224mの小山で火山活動によって生まれた登別最古の山。
	欄法華岬	長い尾根が岸壁となって太平洋に突き出て、南東の風をさえぎり、登別漁港の完成までは船入溜として利用されていた。
	鷺別岬	室蘭市との境界線がこの岬を起点としている。
	札内不動の滝	高さ20mほどで山の中腹より鉄砲水のように地下水が噴き出している。和歌山県高野山明泉院より不動名王をゆずり受け祭っている。
	三段の滝	岩肌が上・中・下の3段に分かれ、滑るように流れている。
	橋湖	カルルス温泉の近くにあり、周囲1.5km、面積9ha楕円形の湖で霧に囲まれていることの多い秘境の湖である。
	大湯沼	そこから湧出する温泉に沢水が流入したもので水面から湯気が立ち上がっている。周囲1km深さ22m、温度40°～130°もあり、このような大規模な湯沼は世界的にも珍しく周辺では温泉湧出地特有の植物群落が観察できる。
	登別原始林	温泉地帯であり海に近いことから暖地性の植物が豊富で、ミズナラ、イタヤカエデなど樹木60種、草木類110種が知られている。
	地獄谷	直径450m、面積11haに及ぶ爆裂火口の跡で赤茶けた岩肌を見せ、一帯は強烈な硫黄の臭気に包まれている。
レクリエーション	カルルス温泉 サンライバスキー場	標高1,040m。7コースにリフトは3基で上質の雪が人気を呼び、初級、中級者とともに楽しめるゲレンデ。
	登別カントリー倶楽部	18ホール、7,035ヤード、パー72、メンバーコース
テーマパーク	クマ牧場	200頭余りのヒグマを飼育する世界一の規模、人がオリの中に入ってクマの真ん中に出る「人のオリ」が人気。
	登別マリンパークニクス	中世ルネッサンス様式の城郭をモデルに造られた城の中では、寒流、暖流のアクアトンネルから魚群の姿を見ることができる。イルカ・アシカのショーが開催されている。
	登別伊達時代村	伊達藩が活躍した江戸時代を再現した、芸能イベントランド。
イベント	地獄まつり	前触太鼓、鬼踊り大群舞大行列、鬼みこし暴れねりこみ。
	湯まつり	2月湯鬼神かぐらが踊り、練り歩く壮大な催し。
その他	郷土芸能	幌別鉦山獅子舞、札内神楽獅子、駒おどり、湯鬼神かぐら、鷺別獅子舞、北海太鼓、熊舞、子宝もちつき舞。

表-5 主な観光レクリエーション資源

【土地利用】

本市は、212.21km<sup>2</sup>の面積を有し、そのうち約70%が山林で占められている。

山岳、丘陵地帯が太平洋岸までせまってきており、海岸沿いに約1km程度の幅で平坦地が帯状に広がっており、市街地が形成されてきている。

隣接する室蘭市の工業化及び都市化の進展とともに、本市も昭和35年以降急速に都市化が進み、昭和45年に都市計画区域が設定され、現在、市街化区域約1,403ha、市街化調整区域約9,820haとなっている。

一方、登別地区からカルルス地区までは観光地としての土地利用が進んでおり、計画的な土地利用が進められている。

市域の5%程度を占める農地は高台の札内地区を主体に分布し、酪農・畜産を主体とした農業が営まれている。

地目	面積 (ha)
田	0
畑	827
宅地	887
池	9
山林	14,763
牧場	344
原野	1,020
雑種地	730
その他	2,641
総数	21,221

表-6 土地利用状況  
R2の数値 [登別市税務G]

※ 参考表 経営耕地面積 [農林業センサス]

区分	平成27年度	令和2年度
田	-	-
畑	987 ha	954 ha
(うち牧草専用地)	828 ha	562 ha
樹園地	2 ha	1 ha

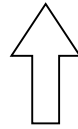
### 【関連計画】

登別市は、登別市総合計画の第3期基本計画（H28～R7）において「調和と共生のまちづくり」を観点に「自然とともに暮らすまち」をテーマに掲げ、自然を保全し、活用し、創造することを基本とした、人と自然が調和するまちづくりを目指している。

## 登別市総合計画第3期計画(H28年度～R7年度)

### a. まちづくりの理念

まちづくりの理念	
【キャッチフレーズ】	
人が輝き まちがときめく ふれあい交流都市 のほりべつ	
【理 念】	
自然と調和のとれた住空間、躍動する産業、観光客をあたたかく迎え入れるホスピタリティ、個性あふれる文化、豊かな人間性。	
市民一人ひとりの価値観とライフスタイルが尊重され、豊かさと充実した生が実現できるまち。ここには世界の各地から人が集い、世界の情報が集まる。	
そして、人が、モノが、情報が行き交い、活発な交流が生み出すエネルギーがまちにみなぎり、人々のぬくもりとふれあいを育てる。	



5 つ の テ ー マ				
やさしさと共生するまち	自然とともに暮らすまち	大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち	調和の中でふるさとを演出するまち	豊かな個性と人間性を育むまち
4 つの視点		◇交流と連帯のまちづくり ◇調和と共生のまちづくり ◇創造と挑戦のまちづくり ◇共感と協働のまちづくり		

### b. 環境と調和したまちづくり

この総合計画に於いて、「調和と共生のまちづくり」を観点とした「自然とともに暮らすまち」のテーマに基づき町の環境整備を推し進めている。

《自然を保全し、活用し、創造しながら潤いのある都市空間をつくる》

## 【基本的な考え方】

先人のたゆまぬ努力により、受け継がれている登別の豊かな自然は、私たちの暮らしを支える基盤であるとともに、うるおいとやすらぎの源である。

この自然をより美しく次代に引き継ぐため、行政はもとより、市民、民間団体企業等においても自然を保全し、活用し、創造することを基本とした、人と自然が調和するまちづくりを進める。

また、四季を感じ、四季を楽しめる快適な都市環境づくりのため水、緑、花の創造に努める。

## 【施策の基本方向】

### 1. エコアップ運動の推進

かけがえのない自然を守り、育て、次代に引き継ぐとともに、うるおいとやすらぎに満ちた都市空間づくりを進めるため、行政、市民、企業が一体となった市全域にわたるエコアップ運動を推進する。

### 2. 人と自然のふれあい拠点の形成

市内各地区の環境資源と特性を活かしながら、人と自然がふれあえる様々な場づくりを進めるとともに自然に関する研究・学習の場として拠点づくりを進めます。

水と緑と花を生かして四季が楽しめるよう、快適な都市環境づくりに努める。

## 【主要施策】

### 1. エコアップ運動の推進

#### ① 自然環境保全活動の推進

- ・環境保全活動を総合的に展開するため、その指針となる環境基本計画の策定に取り組む。
- ・土地利用計画の適切な運用を図り、自然と調和した都市環境の創造に努める。
- ・市内における動植物等の生態調査を促進する。
- ・環境に配慮した消費行動の定着に努める。
- ・企業に対し環境分野での積極的な社会貢献を促す。
- ・環境保全活動に関する情報の収集、提供に努めるとともに自主的に行われる市民の環境保全活動を支援する。
- ・展示パネルや各種パンフレット等を作成し、環境保全意識の普及を進める。
- ・ゴルフ場で使用される農薬による環境汚染を防ぐため、公害防止協定に基づく立ち入り指導や水質検査を行うとともに、ゴルフ場事業者の自主的な取組を促す。
- ・小動物の秩序ある飼育管理を推進するため飼い主のモラル向上を図るとともにコンパニオンアニマルであった小動物の霊園を設置する。

#### ② 自然環境学習・教育の推進

- ・環境意識の高揚を図るため、自然環境教育の充実に努める。
- ・ふるさとの自然の姿を身近なものとするための自然学習読本、ネイチャーマップなどの作成に取り組む。
- ・自然観察会、探鳥会などを実施し、自然環境の保護に関する理解や協力を深める機会を増やす。
- ・自然環境学習の指導者としてボランティアの市民レンジャーを育成する。

### 2. 人と自然のふれあい拠点の形成

#### ① 人と自然のふれあい拠点の整備

- ・自然に親しむ拠点施設として宿泊研修機能を備えたネイチャーセンターを建設する。
- ・亀田記念公園や登別原始林、鉾山地区など山野草や樹木、野鳥、虫、魚などの小動物の豊かな地域に自然を生かした野外博物館を整備する。

- ・地域の自然資源を活用した森林浴コース、自然遊歩道、バードウォッチング・テラスなど自然と親しむことのできる場を整備する。

## ② 緑の創造

- ・市域全体を視野に入れた緑の環境づくりを推進するため、緑化計画を策定する。
- ・景観、環境形成上重要な緑地については、緑地保全地区や環境緑地保護地区などの指定を進め、適正な保全を図る。
- ・公共施設の緑化を推進し、うるおいある施設環境づくりに努める。
- ・工場、商店街、住宅地などの民有地の緑化を図り環境の改善に努める。
- ・市民の憩いの場となるポケットパークの整備を進める。
- ・河川敷地を活用した緑化を図る。
- ・美しい海岸づくりをすすめるため、海岸線の連続した緑化を検討する。
- ・市民参加の緑化イベントを充実する。
- ・学校において緑の教育を積極的に推進するとともに、実のなる木や多様な樹木を植栽して、緑の環境づくりに努める。

## ③ 水辺の創造

- ・幌別川環境整備計画を推進する。
- ・幌別川魚のサンクチュアリ計画の推進を支援する。
- ・水とふれあえる環境づくりや水辺環境の保全と活用を視野に入れた河川修景計画の策定に努める。
- ・河川環境の保全を促進するため、河川美化、浄化運動を推進するとともに、定期的な水質調査を実施する。

## ④ フラワーネットワークづくり

- ・町内会、各種団体や企業などと連携し全市的な花いっぱい運動を展開する。
- ・花いっぱい運動を支援するため温泉熱などを利用した花の育苗施設の設置に努める。
- ・道路、公園、公共施設等における花壇づくりを促進し花いっぱい運動と連動した全市的なフラワーネットワークづくりを推進する。

## c. 土地利用

市民が快適で文化的な生活を送ることの出来るステージとしての「都市」は、さまざまな機能が重層し、調和し、一体となって市民生活を支えるべき空間であることから、登別市としては、次の区分に基づき将来の土地利用のあり方を定めることとする。

### 1. 生活創造域

#### 【基本的な考え方】

生活創造域の土地利用にあっては、良好な都市環境を確保するため快適な都市基盤の整備等をすすめ、土地の有効利用に努めるとともに、高度で機能的な都市環境の創造を目指して、商工業等の業務機能や居住機能あるいは文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設等の公共機能等を集中して整備することを基本とする。

### 2. 特定利用域

#### 【基本的な考え方】

一般廃棄物や産業廃棄物の最終処分施設、火葬場、霊園(以下、「特定都市施設」という。)など快適で文化的な市民生活を確保するうえで欠かすことの出来ない施設の整備に必要な用地の確保に努める。

用地の確保に当たっては、環境を汚染することなく、さらに水道水源や生活用水、営農用水、養魚用水並びに周辺住民の生活環境に影響を及ぼさない地域を特定して確保することに努める。

### 3. 自然利用域

#### 【基本的な考え方】

農用地については、計画的な整備に努めるとともに無秩序な転用を抑制し、優良農地の確保を図る。

また、快適な生活と効率的な生産が両立でき得る環境整備や基盤整備に必要な用地の確保に努める。

採草放牧地については、樹木のもつ多面的な機能を活かした北海道らしい景観づくりに努める。

また、観光と結びついた登別らしい農業振興に必要な用地の確保を進める。

森林については、木材やパルプ生産等経済的機能に加え国土保全、水源涵養、保健休養、自然環境保全、魚を育てる魚付林などのほか、動植物の繁殖の場として公益的機能を総合的に発揮できるよう必要な保全、活用、創造に努めるとともに、他利用区分への無秩序な転換の抑制に努める。

また、より豊かな森林へと育成するため、樹木の伐採に当たっては環境保全に努め、跡地には計画的な植林の方策を図るほか市民が身近に緑とふれあうことのできる交流空間としての整備や自然学習を行う教育空間としての整備に努める。

海岸及び沿岸海域については水産業との調和を図りながら、海上交通、レクリエーションなどの多様な利用が図れるよう、陸域との一体性に配慮しつつ、地域の自然的条件や特性に応じた利用の高度化を進める。

#### 【施策の基本方向】

- ◆自然環境や農林漁業に十分配慮しながら、地場産業と有機的に結びつく新たな産業の形成に必要な用地の確保に努める。
- ◆良好な自然環境を必要とする地域集約型産業の立地を促すため、必要な用地の確保に努める。
- ◆恵まれた自然環境、農村景観を生かして基幹産業である観光と結びついた登別らしい農業に必要な用地の確保を図る。
- ◆生産性の高い安定した農業経営を育てるため、土地改良、耕土改良等の土地基盤の整備を計画的に推進し、土地生産性の向上に努める。
- ◆森林については、計画的な植林など保全整備を図るとともに、市民の交流空間、自然学習を行う教育空間としての整備に必要な用地の確保に努める。  
また、保全林については適正な管理を行うとともに、やむを得ず他の用途へ転用する場合には、代替保安林の確保等に努める。
- ◆海岸及び沿岸海域にあつては、遊魚を始めとする海洋性レクリエーション需要に対応するため、各種利用との調整を図るとともに、漁港の多目的利用に共する用地の確保に努める。
- ◆海岸の緑や海浜などの環境保全に努める。
- ◆農道については、農業の生産性の向上や観光と結びついた農業の振興、自然体験学習を推進するため、整備に必要な用地の確保に努める。

### 4. 観光レクリエーション利用域

#### 【基本的な考え方】

市民にとって住み良いまちであることが、訪れる人にとっても魅力的なまちであることを基本として、文化や工芸・芸術、スポーツ、健康など新しい時代の体験型余暇活動や家族のふれあいを満たしてくれる施設の整備に必要な用地の確保を図る。

## 5. 自然共生域

### 【基本的な考え方】

健康で文化的な生活を営むために不可欠な自然環境は、市民共有のかけがえのない財産である。

自然より豊かに育て、次代に引き継ぐとともに広く市民がその恵みを味わい楽しむことができるよう、ワイズユースの理念を基本として秩序ある土地利用に努める。

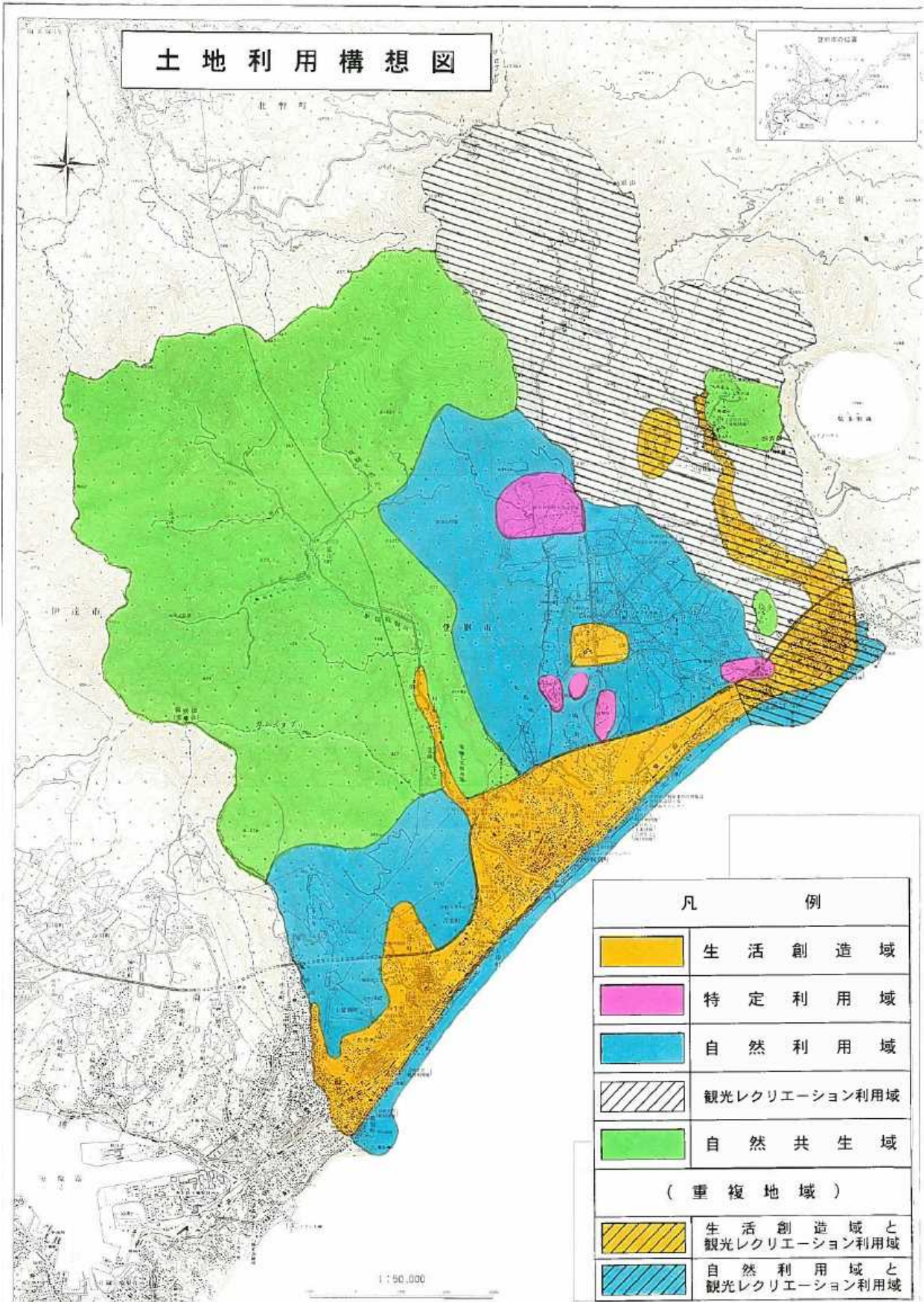
### 【施策の基本方向】

- ◆貴重な自然を保全するため、自然保護条例の制定を検討する。
- ◆都市計画区域外の鉱山地区については、無秩序な開発を抑制するため条例等の制定を検討する。
- ◆国の天然記念物に指定されている登別原始林、北海道自然環境等保全条例に基づく鷲別岳学術自然保護地区、中登別自然景観保護地区の適正な保全を図る。
- ◆環境への負荷に配慮しながら森林保全や災害時にも対応できる道路の整備に必要な用地の確保に努める。
- ◆自然体験や自然学習の拠点として、ネイチャーセンターの整備に必要な用地の確保に努める。
- ◆人と自然のふれあいの場として森林浴コース、自然遊歩道、バードウォッチングテラス、ホーストレッキングコースなどの整備に必要な用地の確保に努める。
- ◆豊かな自然を活用した野外博物館の整備に必要な用地の確保に努める。

この総合計画を推進するための環境に関する個別計画としての性格を有するものとして、登別市環境基本計画(H24～R3)がある。登別市における環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定されたものである。



# 土地利用構想図



## 【歴史・文化】

登別の歴史は、古く 1634 年オランダ人ヤンソニウスの作った地図に幌別が「パラピッツ」の名で記載され世界に紹介されている。

登別の地名はアイヌ語「ヌプルベツ」（色の濃い川）に由来し、18 世紀末より古文章に登場している。

登別川の上流にある登別温泉には、安政年間湯治止宿小屋（共同浴場）が建ち、さらに文久年間湯守滝本金蔵の創築による湯宿（温泉旅館）ができた。

明治 3 年、旧仙台藩白石城主片倉小十郎邦憲一族が移住、入植し、登別の開拓が始まり、次いで、明治中期から主に淡路島、四国から 400 戸を越す入植者が加わり、幌別、登別、鷺別地区に入植、先住民アイヌの人たちとともに、厳しい自然と闘う開拓の時代が続いた。

明治 5 年、札幌本道、同 25 年、北海道炭鑛鉄道室蘭線が開通し、同時に幌別、登別に停車場が開設され、まちとしての基礎ができる。このころ既に登別温泉は、宿泊施設が集積し北海道を代表する温泉場となっている。

幌別鉱山は、明治 39 年より小田良治の手によって開発され、以後、金、銀、銅、硫黄を産出し、地域経済に貢献したが、昭和 48 年廃業するに至った。

室蘭の鉄鉱産業は、第 2 次大戦に突入すると急速に活発化し、昭和 15 年～昭和 18 年にかけて、現在の富士町に日鉄輪西製鉄所社宅 1,410 戸が建設され、その後、当市と室蘭市との都市構造的結びつきが強まった。

戦後、札内地区で緊急開拓入植がはじまり、その後、酪農、畜産を主体とした農業基盤整備が進められ、漁業は、漁港整備、漁船の近代化などとともに栽培漁業の促進に努めてきた。

昭和 26 年、幌別町として町制を施行し、昭和 36 年には登別町に町名改正し、昭和 45 年に市制が施行されるに至った。



写真－2 札内六拾年記念碑と札内開拓記念樹



写真－3 札内神社

#### ④生産環境調査

##### 【農業の現状と動向】

農林業センサスより経営耕地面積の推移を見ると、平成17年をピークに、全体として減少傾向である。水田は平成7年に消滅しており、樹園地も平成12年の9haから減少し、現在は、わずかに1haとなっている(本地域の樹園地は、果樹生産ではなく花木や苗木の生産に供せられている農地である)。経営耕地の多くは畑で、その中でも牧草専用地が主である。令和2年センサスでは、販売農家の経営耕地面積は955.07haで、畑が954.07ha(うち普通畑391.58ha、牧草専用地562.49ha)となっている。

酪農において、乳牛は、農家戸数が減少しているが、1戸あたりの飼養頭数が増加している。畜産は、肉牛が近年、農家戸数、飼養頭数ともに増加傾向である。令和2年には、3,000頭を超える規模に拡大した。馬は、ほぼ横ばい傾向にある。養豚は、ほぼ横ばい状況であったが、令和元年度に大規模農場が参入し急増した。緬羊は、飼養農家が1戸で10頭前後で推移している。養鶏は、農業事業体が1社が約47万羽を飼養している。

個人農家は、年々飼養頭数は増加している。逆に農業事業体は増減の変動が大きい。

経営規模別耕地面積を見ると、昭和55年では3.0ha未満の農家比率が65.7%を占め、小規模経営であった。近年では農家戸数の減少に伴う農地流動化の進行などから、10ha以上の中・大規模農家の増加が見られ、令和2年には全体の約61.1%に及んでいる。3.0ha未満の小規模農家は約22.2%を占めているが、酪農・畜産を主体とした農業経営が主流となる本地域では、今後とも、農地の流動化による、意欲ある担い手への農地の集積が進むものと見られ、小規模経営農家の割合は徐々に減少していくものと思われる。



写真－4 牧草の収穫作業



写真－5 肉牛の放牧

(単位：戸、人、ha)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	
農 家 戸 数	総 数	85	60	46	40	36	
	専 業 兼 別	専 業	29	27	17	18	—
		1種兼業	8	8	7	5	—
		2種兼業	39	18	13	8	—
	規 模 別	例外規定	1	—	2	1	3
		0.1～1.0ha 未満	30	9	2	1	0
		1.0～3.0ha 未満	17	11	5	7	8
		3.0～5.0ha 未満	5	5	6	5	1
		5.0～10.0ha 未満	8	5	3	2	2
		10.0～20.0ha 未満	11	10	8	7	4
20.0～30.0ha 未満		2	3	3	4	3	
30.0～50.0ha 未満		9	12	10	8	8	
50.0ha以上	2	5	4	5	7		
農 家 人 口	総 数	207	131	90	65	80	
	自営農業に150日以上 従事した人	—	—	55	51	52	
耕 地 面 積	総 数	767	1,060	1,046	989	955	
	田	—	—	—	—	—	
	畑	畑	758	1,059	1,046	987	954
		うち牧草専用地	—	853	931	828	562
樹 園 地	9	1	0	2	1		

表－7 農業動向 [農林業センサス]

年 次	区 分	乳 牛		肉 牛		馬		豚		緬 羊		採卵鶏	
		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数
平成28年	個人農家	12	609	5	167	11	52	1	237	1	2	1	101
	農業事業体	—	—	3	1,567	5	64	1	257	—	—	1	431,600
平成29年	個人農家	11	568	7	212	10	48	1	232	—	—	3	78
	農業事業体	—	—	3	1,739	4	71	1	378	—	—	1	497,600
平成30年	個人農家	10	513	6	234	10	47	1	279	1	1	2	43
	農業事業体	—	—	3	1,755	5	77	1	609	—	—	1	431,300
令和元年	個人農家	10	545	8	283	11	50	1	260	1	8	1	17
	農業事業体	—	—	4	2,187	5	63	1	502	—	—	1	432,200
令和2年	個人農家	9	515	10	361	11	59	1	304	1	16	1	15
	農業事業体	—	—	4	3,035	5	63	2	2,804	—	—	1	475,674

表－8 家畜飼養動向

【基盤整備の状況】

今までは、農道、排水路の整備が主体で、面整備は市営牧場や農地開発が地域外で行われたにすぎなかったが、平成12年より道営草地整備改良事業が実施され、面的整備も行われるようになった。排水路は昭和40年代の整備が大半で30年以上経ち老朽化が目立っている。

○ ほ場整備・農用地造成

事業名	地区名	面積	実施年度
道営草地整備改良事業(草地改良)(草地改良)	胆振中部	438 ha	H12~H15
公社営畜産基地建設(草地造成)		45 ha	S58~S63
団体営農地開発(農地造成)	川上	26 ha	S44~S46
団体営公共牧場整備(草地改良)	登別	45 ha	H 8~H11

○ 営農飲雑用水

事業名	地区名	面積	実施年度
道営営農用水	札内	1,647 ha	S46~S48
道営畑地帯総合整備(一般型)	札内	1,086 ha	H 6~H 9
水利施設等保全高度化事業	登別	467 ha	R 4~R12

○ 農業用排水施設

事業名	地区名	受益面積	実施年度
道営農地保全整備	中札内	237 ha	S42~S48
道営農地保全整備	西札内	332 ha	S44~S52
道営農地保全整備	来馬	409 ha	S45~S51
道営畑地帯総合整備(緊急整備型)	中札内	84 ha	H 8~H11
団体営かんがい排水	富岸	52 ha	S43~S44
団体営農地開発	川上	26 ha	S44~S46

○ 農道

事業名	地区名	実延長(a)	内舗装延長(b)	b/a	実施年度
道営農免農道整備	札内	7,121 m	0 m	0%	S43~S46
道営農免農道整備	札内第2	2,428 m	0 m	0%	S47~S50
道営農免農道整備	中札内	1,162 m	1,162 m	100%	S57~S62
道営農免農道整備	中札内2期	2,695 m	2,695 m	100%	S59~S63
道営農免農道整備	来馬第1	2,236 m	2,236 m	100%	H 2~H10
道営農免農道整備	西札内	1,045 m	1,045 m	100%	H 9~H12
道営農免農道整備	来馬第1・2期	2,734 m	2,734 m	100%	H10~H15
道営畑地帯総合整備(緊急整備型)	中札内	1,275 m	1,275 m	100%	H 8~H11
道営農道整備特別対策	鉾山	3,946 m	3,946 m	100%	H 9~H12
団体営農道整備(普通農道)	富岸	5,760 m	0 m	0%	S43~S46
団体営農道整備(普通農道)	札内	1,372 m	0 m	0%	S47~S48

表-8 基盤整備状況

## (2) 現状と課題の整理(環境評価)

現況調査及び地域住民へのアンケート調査を基に、登別市の農村地域の現状と課題について整理した。

	現 状	課 題
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大半が森林と牧場や採草地で、すばらしい牧歌的な農村景観を形成している。</li> <li>・ 南側に遠く恵山岬や背後の北側の山並みが見え、眺望が良い。</li> <li>・ 貴重な植生や景勝地が地域内には残されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林資源、貴重な植生や景勝地等優れた自然環境の保護・安全</li> </ul>
社会環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酪農・畜産を主体とした農業が展開されているが、農業経営者の高齢化による労働力不足と後継者の減少による離農が進行している。</li> <li>・ 札内高原館では地場農畜産物の加工研究に取り組んでいる。</li> <li>・ 国際観光地登別温泉に近い。</li> <li>・ ゴミの不法投棄が行われている所がある。</li> <li>・ 未舗装あるいは危険箇所のある道路がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光と結びついた体験型・参加型農業の展開による登別型農業の構築</li> <li>・ 安心・快適に暮らせる生活環境基盤の整備</li> </ul>
生産環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和40年代の土壌浸食の防止等排水路整備が大半で老朽化が目立ち、実情に合わず農地に支障が起きている所もある。</li> <li>・ 家畜ふん尿の流出により汚染されている所がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水路等の生産基盤の整備</li> <li>・ 家畜ふん尿の適正な処理</li> </ul>



(牧場から鷲別岬を望む)



(正面にカムイヌプリを望む)

写真－6 自然にとけ込んだ農村景観

## 2. 環境保全の基本的考え方

登別市の農村地域では、特にこの総合計画と環境基本計画に基づき、各種の施策が展開されてきており、これらに示されている以下の3つの指針が、自然環境、社会環境、生産環境の各課題を解決していく上で、貫かれるべき基本的な考え方である。

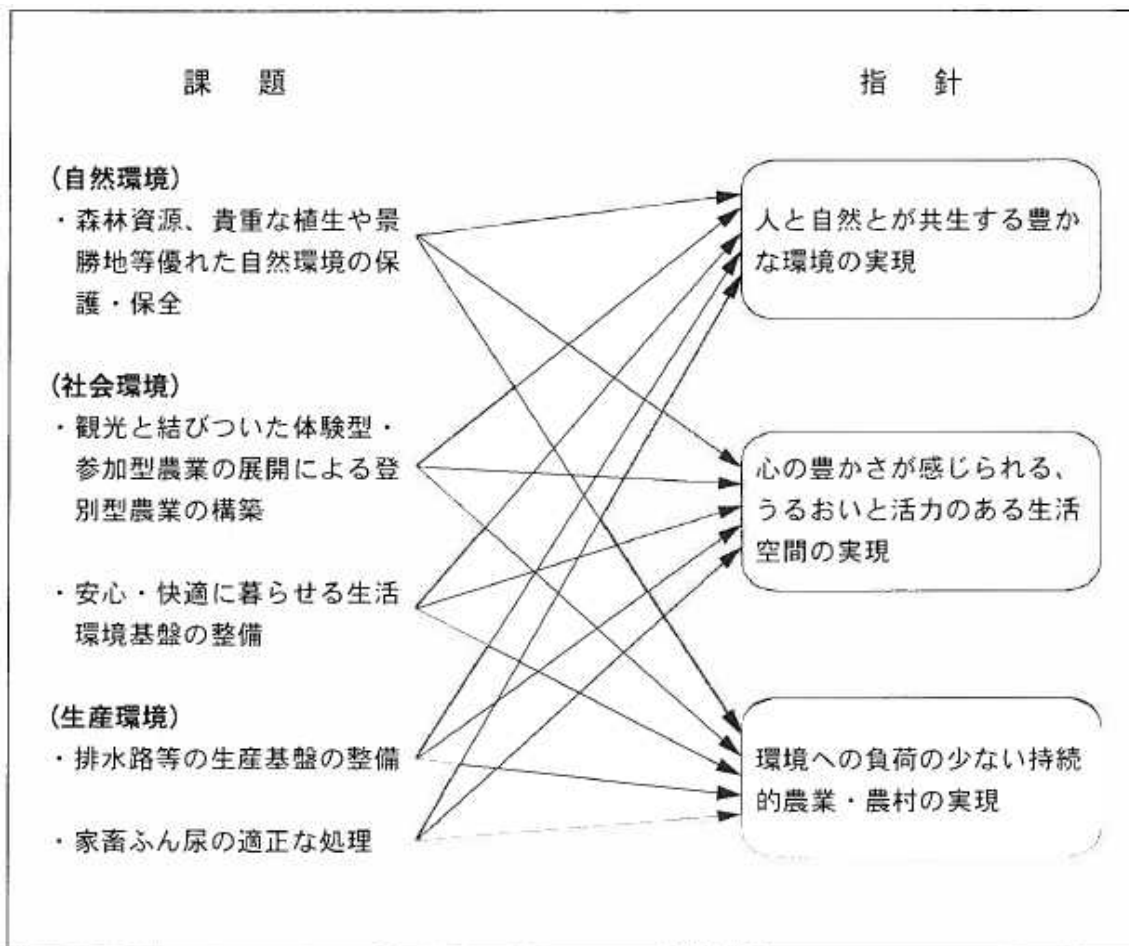


写真-7 トラクターによる牧草刈



写真-8 札内高原館

### 3. 地域の整備計画(関連上位計画の整理)

登別市の環境整備に直接関わる上位計画として「登別市環境基本計画」がある。

#### 登別市環境基本計画

この基本計画は、総合計画を推進するための環境に関する個別計画としての性格を有し、環境保全等に関する中長期的な目標と基本的な施策の方向を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された。

##### 1. 策定の趣旨

登別市は、北海道の中央南西部に位置し、東部から北部にかけて600～1000m級の山々が連なり、そこには豊かな森林と清らかな河川に育まれた多くの野生生物が生息・生育している。南東部は雄大な太平洋に面し、多くの海洋生物や海産物に恵まれた自然豊かなまちである。

また、多くの泉質と地獄谷を始めとする優れた景勝地を有する日本を代表する温泉郷でもある。

この豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくことは私達の大切な使命となっている。

しかし、私達の周りでは、ごみや空き缶の投げ捨て、犬のふんの放置などの身近な問題から廃家電等の不法投棄や廃棄物の野焼きなどの不法行為等、様々な問題が見受けられる。

道内や国内に目を転じると、自動車による交通騒音や大気汚染、閉鎖性水系における水質の悪化、ダイオキシン類の発生や最終処分場の不足、不法処理などの廃棄物問題、野生生物種の減少の危機などの問題が顕在化してきている。

さらに、私達の日常生活や通常の産業活動に伴って排出される二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊、酸性雨による森林の破壊などの地球規模での環境問題も明らかになってきている。

これらの環境問題を解決するためには、法的な規制に止まらずこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造や個人の生活様式を見直していく必要がある。このような認識の下、市民各層の意見や市民検討会議の議論などを踏まえ、自然と共生した良好な環境の保全と快適な環境の維持、創造についての基本理念や社会の各主体の責務を明かにするとともに、環境保全施策の基本となる事項を定めた登別市環境基本条例（以下、「条例」という。）を平成12年3月に策定した。

登別市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）は、条例の規定に基づき、条例に掲げられた基本理念や施策の基本方針にのっとり、登別市における環境の保全等に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定するものである。

##### 2. 目指す姿

この基本計画は、登別市に集うすべての人々が参加する自主的、積極的な活動により、人と自然が共生できる健全で豊かな環境を保全するとともに、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指す。



### 3. 長期的な目標

人と自然が共生できる環境を保全するとともに持続的発展が可能な循環型社会を構築するための長期的な目標を次のとおりとする。

- (1) 人と自然とが共生する豊かな環境の実現
- (2) 心の豊かさが感じられる生活空間の実現
- (3) 環境への負荷の少ない循環型社会の実現
- (4) 公害のない健康で安全な社会の実現

### 4. 長期的な目標を達成するための基本的施策

長期的な目標を達成するための基本的な施策の方向を次のとおりとする。

- (1) 多様な自然環境を保全するための対策の推進
- (2) 身近な自然とのふれあいづくりの推進
- (3) 快適な環境づくりの推進
- (4) 廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理の推進
- (5) 省エネルギー及びエネルギーの有効利用の推進
- (6) 地球環境保全対策の推進
- (7) 良好な大気、水質環境等を確保するための対策の推進
- (8) 環境学習の推進

### 5. 計画の目標年次と計画期間

この基本計画の長期的な目標は、登別市総合計画の基本構想と同様に 21 世紀半ばでの達成を想定して設定した。

また、長期的な目標を達成するための中期的な目標とその目標を達成するための具体的な施策を展開する計画期間を 10 年間とし、第 1 期中期計画期間を平成 14 年度から平成 23 年度、第 2 期中期計画期間を平成 24 年度から令和 3 年度に設定した。

### 6. 基本計画の性格、位置付け

この基本計画は、条例第 10 条の規定に基づき、環境の保全等に関する中長期的な目標と基本的な施策の方向を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

また、この基本計画は、登別市総合計画を推進するための環境に関する個別計画としての性格を有するものである。

## 7. 施策の体系

<b>1. 自然との共生の推進</b>	
多様な自然環境の保全	優れた自然の保全
	水辺空間の保全
	森林の保全
生物多様性の確保	希少な野生生物の保護
	多様な生育・生息環境の保全
	調査研究の推進
登別固有の自然環境の回復と保全	登別固有の自然環境の保全と従来植生の回復、帰化植物対策の実施
都市部における自然環境の確保	都市公園、緑地等の整備の推進
	緑の回路づくりの推進
<b>2. 快適な環境の形成促進</b>	
きれいで住み良いまちづくりの推進	
さわやかで静かな環境確保	
自然とのふれあいの確保	ネイチャーセンター等を活用したふれあいの場の提供
	市街地やその周辺におけるみどりや親水域の確保
周辺環境と調和した景観の形成	街並みや地域の景観、自然と調和した景観の保全と形成
歴史的・文化的環境の形成と保全	歴史的、文化的な建造物、文化財などの保全と利活用の検討
<b>3. 循環型社会の形成促進</b>	
廃棄物対策・資源リサイクル対策の推進	廃棄物の減量
	分別、資源リサイクルの推進
	一般廃棄物の適正処理の推進
	産業廃棄物の適正処理の推進
	監視体制の整備
省資源・省エネルギー対策の推進	省資源・省エネルギー対策の推進
	自然エネルギー等の導入の推進
グリーン購入の推進	
地球環境保全対策の推進	地球温暖化対策の推進
	オゾン層保護の取組の推進
	酸性雨対策の推進
<b>4. 公害防止対策の推進</b>	
大気環境の保全対策の推進	
水環境保全対策の推進	水質汚染対策の推進
	水源保全対策の推進
	温泉資源対策の推進
騒音・振動防止対策の推進	
悪臭防止対策の推進	
その他の環境汚染対策の推進	土壌汚染対策の推進
	化学物質汚染対策の推進

#### 4. 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項

##### (1) 環境保全対策の在り方

###### ① 環境に調和した土地利用計画

優良農地の保全と荒廃農地の再生、優れた自然や歴史的遺産等の保護、保全のための適正な土地利用を図ると共に、自然生態系の保全や美しい景観形成のための環境用地の確保に努める。

###### ② 環境に配慮した土地改良施設整備

土地改良施設の整備にあたっては、周辺の自然環境(景観)や、歴史的・文化的遺産の分布状況、地域住民の意向等も考慮し、地域と調和した整備に努める。

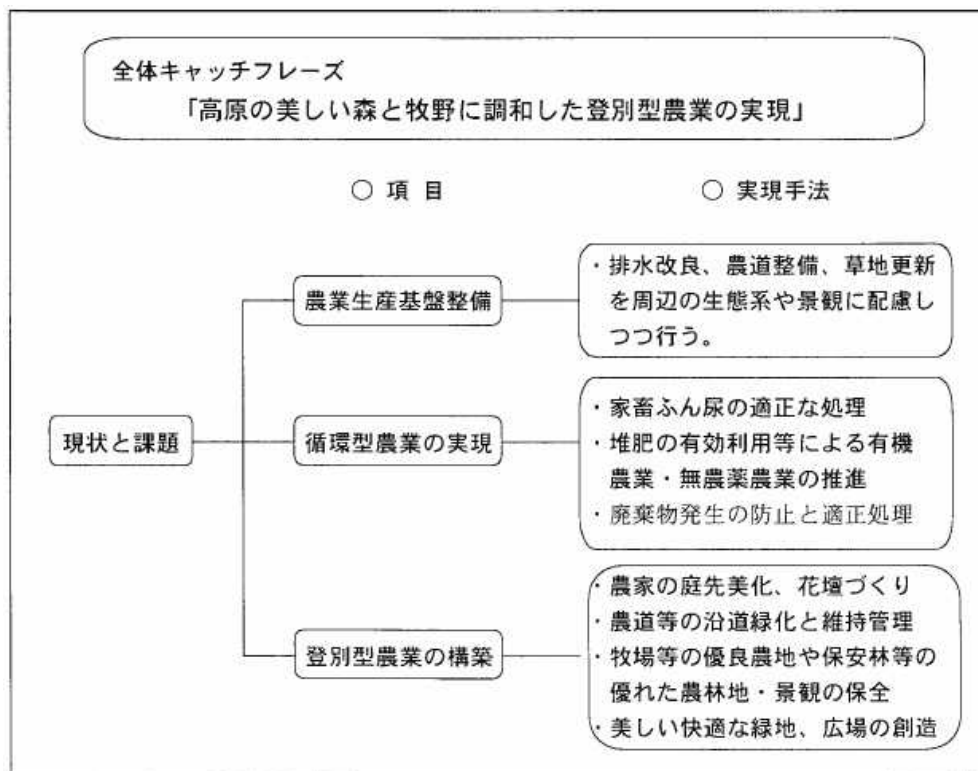
###### ③ 環境への負担の軽減対策

家畜糞尿の有効利用(堆肥等)と合わせ、現在、取り組んでいる有機農業・無農薬農業を更に強力に推し進め、環境への負担の軽減を図る。

##### (2) 環境保全目標・基本方針・維持管理体制の検討

登別市の農村地域の環境保全目標は、総合計画、環境基本計画を踏まえ、「高原の美しい森と牧野に調和した登別型農業の実現」とした。現在実施されている各種施策においてもこの目標実現が目指されている。

登別市の農業農村整備に関わる現状と課題について、維持管理も含めた具体的な基本方針を策定するに当たり、3つの項目に整理し、それぞれの項目について具体的な実現手法を検討した。



## 5. 農業農村整備事業における整備計画全体整備構想

・別添図

〈整備構想図〉

環境保全目標・基本方針・維持管理体制の検討を踏まえ、登別市の農地等区域について「環境創造区域」と「環境配慮区域」に分けて図上に表す。

### ■「環境創造区域」

#### ①環境管理施設による家畜ふん尿の適正な処理

札内・来馬を主体にして堆肥舎、尿溜などの処理施設を整備する。  
堆肥の有効利用等、環境保全型農業の推進を積極的に図っていく。

#### ②農道整備

沿道の法面緑化や植樹など自然と調和した農道整備に努める。

#### ③多目的広場(公園緑地)

周囲の農地や自然と調和した、緑の多い緑地広場を造成する。

#### ④良好な環境形成に資する牧野整備

育成牧場等、周辺の自然環境と調和した整備に努める。

#### ⑤海岸の保全整備

優良農地や優れた自然の保護・保全に努める。

### ■「環境配慮区域」

「環境創造区域」以外の区域はすべて「環境配慮区域」とし、施工時等環境に配慮した事業の実施に努める。

〈基盤整備状況図(参考)〉

#### ①道営農免農道整備 来馬第1・2地区

・景観に配慮した法面整備

#### ②資源リサイクル畜産環境整備事業 登別地区

・家畜ふん尿の適正な処理  
・堆肥の施用による環境保全型農業の推進

#### ③草地畜産基盤整備事業 札内地区

・周囲の自然環境に適合し、美しい農村景観の創造に資する牧野の整備

#### ④海岸保全施設整備事業 登別地区

・優良農地の保全や優れた自然の保護・保全

#### ⑤水利施設等保全高度化事業 登別地区

・景観や自然を生かした農業農村環境の整備

# 登別市田園環境整備マスタープラン 整備構想図



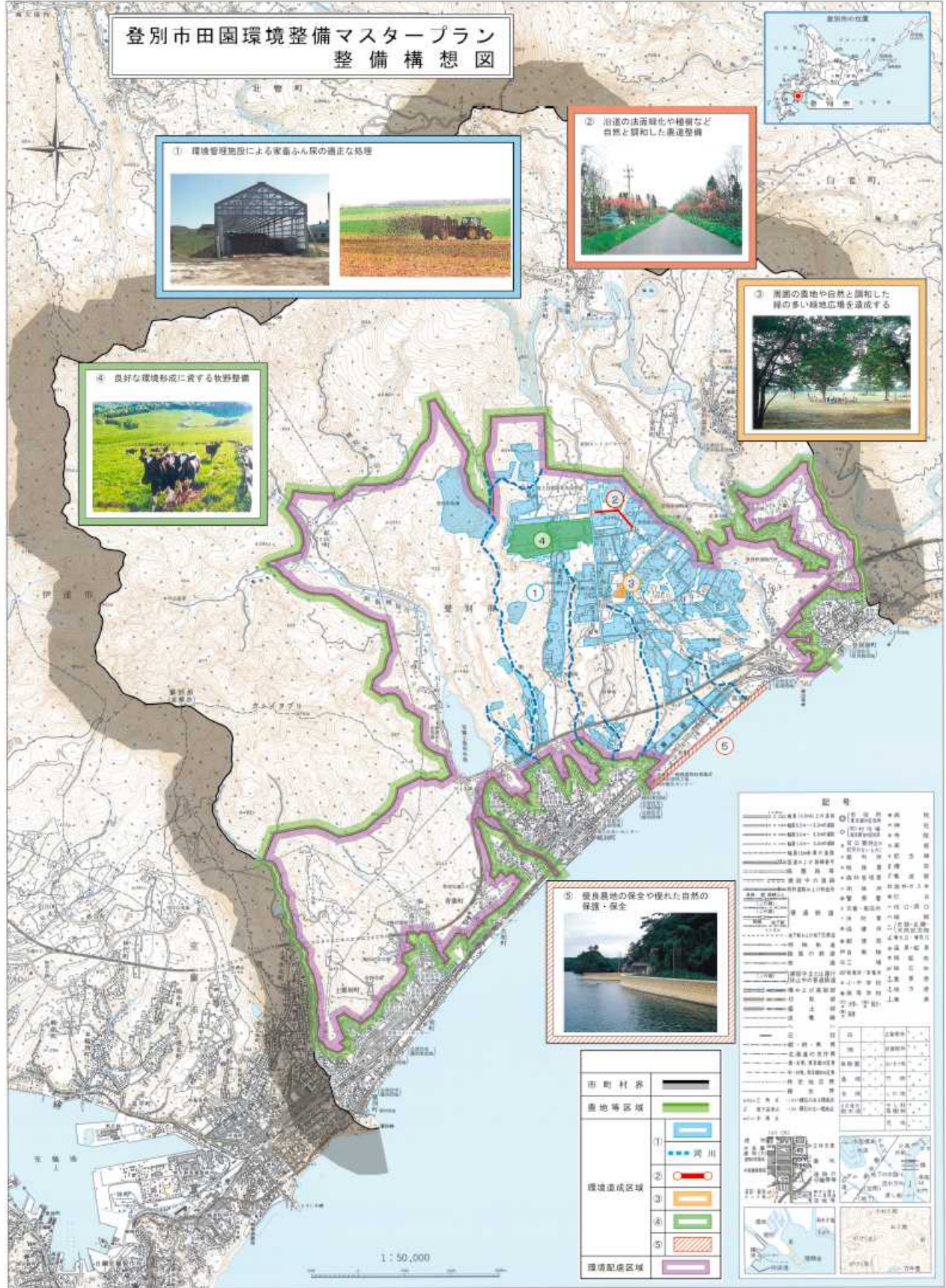
① 環境管理施設による家畜ふん尿の適正な処理

② 沿道の法面緑化や植樹など自然と調和した景観整備

③ 開拓の農地や自然と調和した緑の多い緑地広場を造成する

④ 良好な環境形成に資する牧野整備

⑤ 優良農地の保全や優れた自然の保護・保全



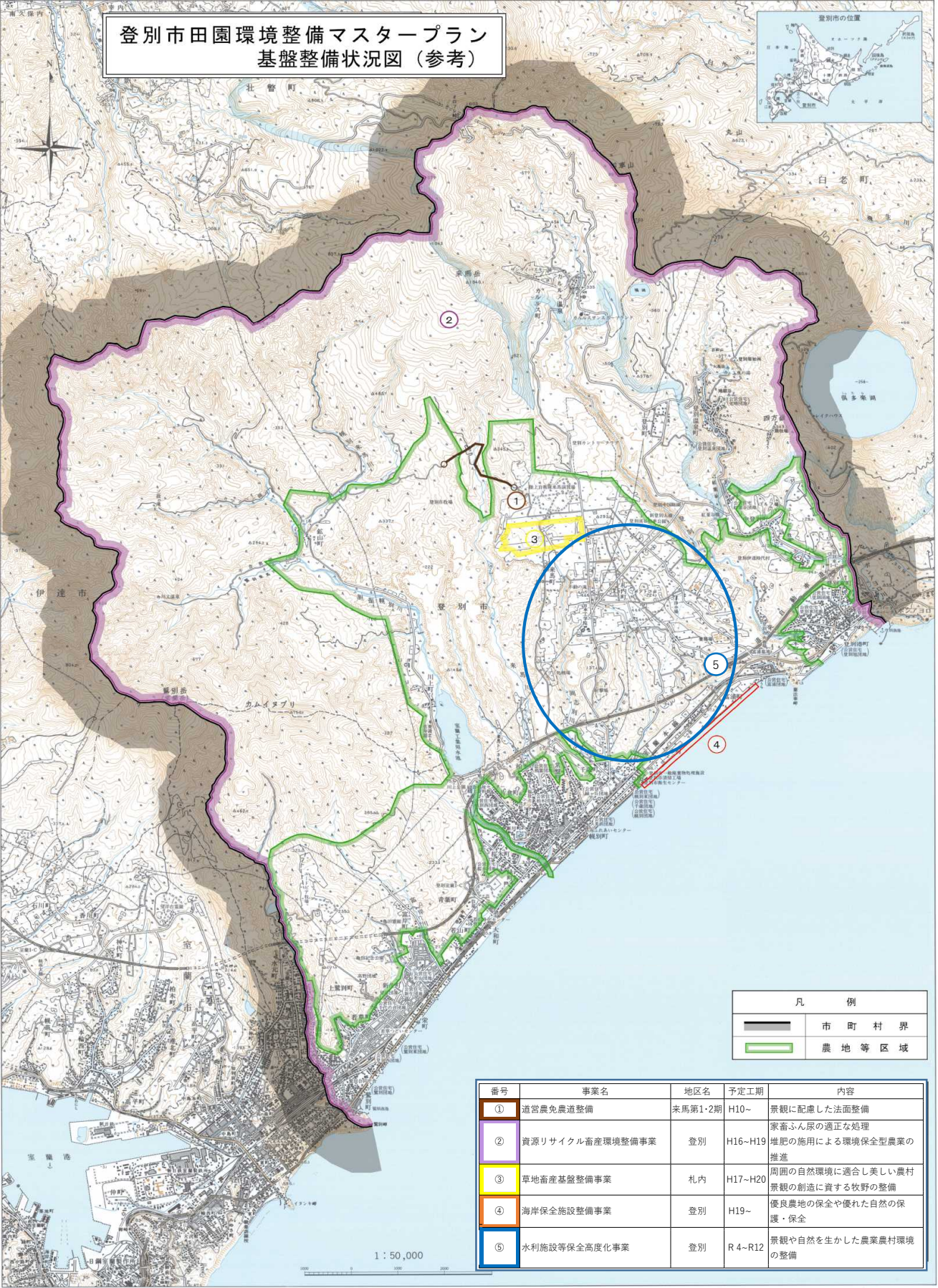
記号

〇	市庁舎	●	支庁庁舎
□	市界	○	支庁界
○	市立公園	○	支庁立公園
○	市立児童遊園	○	支庁立児童遊園
○	市立図書館	○	支庁立図書館
○	市立公民館	○	支庁立公民館
○	市立体育館	○	支庁立体育館
○	市立会館	○	支庁立会館
○	市立博物館	○	支庁立博物館
○	市立美術館	○	支庁立美術館
○	市立音楽堂	○	支庁立音楽堂
○	市立劇場	○	支庁立劇場
○	市立映画館	○	支庁立映画館
○	市立演劇場	○	支庁立演劇場
○	市立音楽学校	○	支庁立音楽学校
○	市立美術学校	○	支庁立美術学校
○	市立音楽教室	○	支庁立音楽教室
○	市立美術教室	○	支庁立美術教室
○	市立音楽会	○	支庁立音楽会
○	市立美術会	○	支庁立美術会
○	市立音楽協会	○	支庁立音楽協会
○	市立美術協会	○	支庁立美術協会
○	市立音楽連盟	○	支庁立音楽連盟
○	市立美術連盟	○	支庁立美術連盟
○	市立音楽協会	○	支庁立音楽協会
○	市立美術協会	○	支庁立美術協会
○	市立音楽協会	○	支庁立音楽協会
○	市立美術協会	○	支庁立美術協会

市町村界	—
農地等区域	—
環境造成区域	① 河川 ② ③ ④ ⑤
環境配慮区域	—

1:50,000

登別市田園環境整備マスタープラン  
基盤整備状況図（参考）



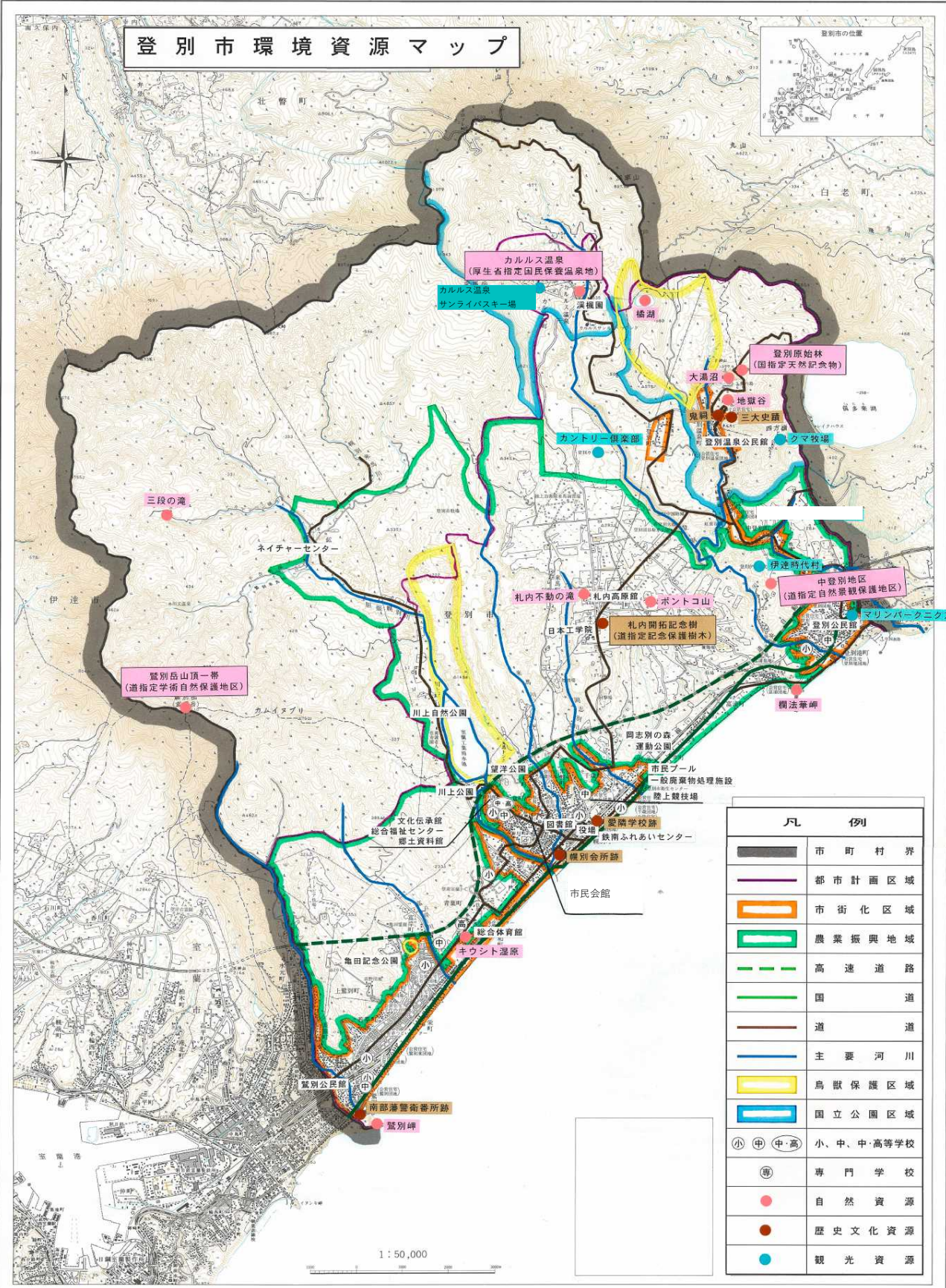
凡 例	
	市 町 村 界
	農 地 等 区 域

番号	事業名	地区名	予定工期	内容
①	道管農免農道整備	来馬第1・2期	H10~	景観に配慮した法面整備
②	資源リサイクル畜産環境整備事業	登別	H16~H19	家畜ふん尿の適正な処理 堆肥の施用による環境保全型農業の推進
③	草地畜産基盤整備事業	札内	H17~H20	周囲の自然環境に適合し美しい農村 景観の創造に資する牧野の整備
④	海岸保全施設整備事業	登別	H19~	優良農地の保全や優れた自然の保護・保全
⑤	水利施設等保全高度化事業	登別	R 4~R12	景観や自然を生かした農業農村環境の整備

1 : 50,000

この地図は、環境資源と市界を併せて、環境資源の分布の概況を把握しやすくするために作成されたものであり、正確な位置を示すものではありません。

# 登別市環境資源マップ



凡 例	
	市 町 村 界
	都 市 計 画 区 域
	市 街 化 区 域
	農 業 振 興 地 域
	高 速 道 路
	国 道
	道 道
	主 要 河 川
	鳥 獣 保 護 区 域
	国 立 公 園 区 域
	小、中、中、高等学校
	専 門 学 校
	自 然 資 源
	歴 史 文 化 資 源
	観 光 資 源

1 : 50,000